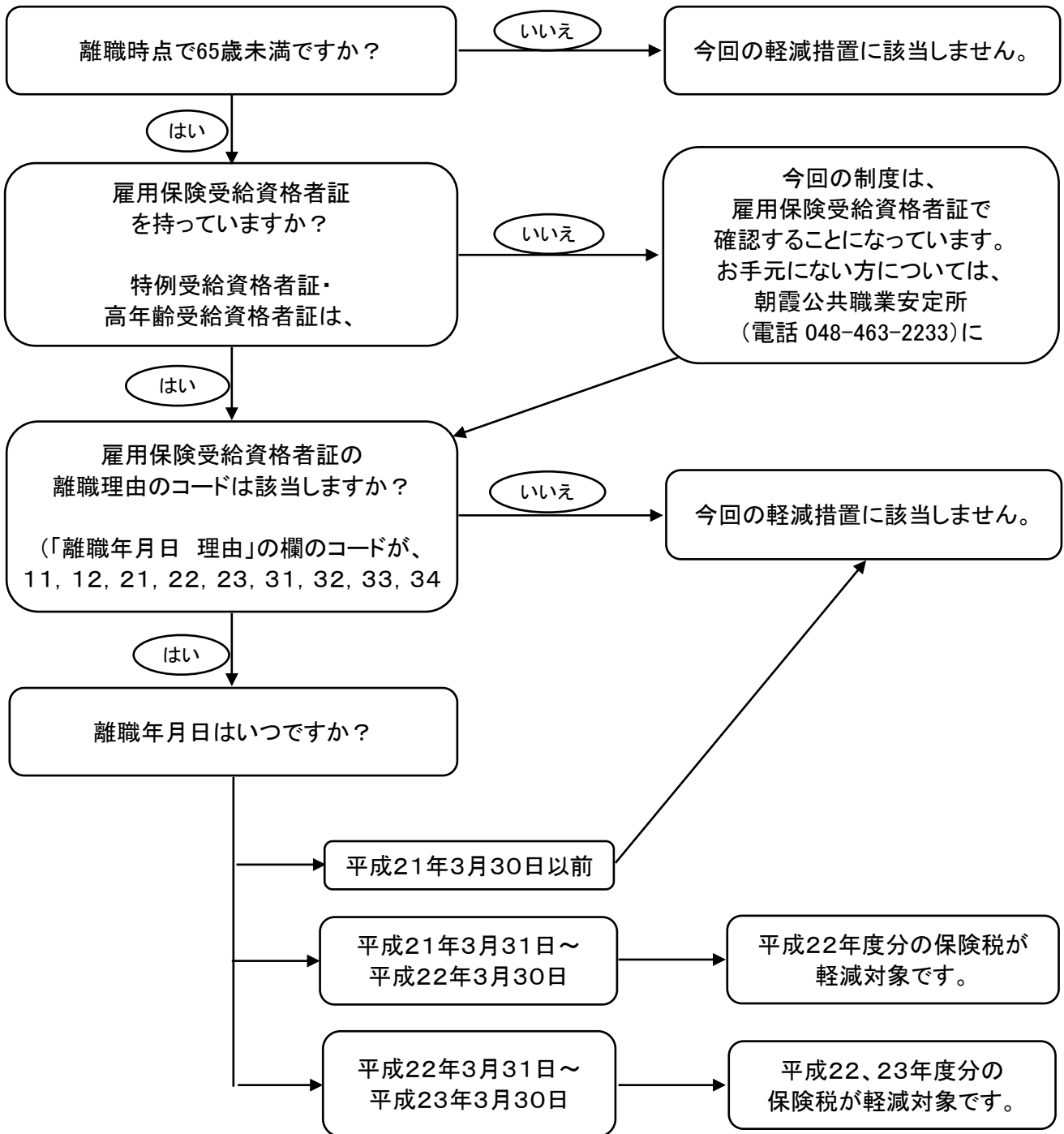


# どんなときに軽減措置を受けられるの？

スタート



※1 今回の軽減制度の対象とならない受給資格者証

『雇用保険受給資格者証』の他に以下の受給資格者証がありますが、これらをお持ちの方は軽減対象にはなりません。

『特例受給資格者証』

季節的に雇用される又は短期の雇用に就くことを常態とする短期雇用特例被保険者の方に交付されています。

<判別方法> 新様式: 右上に「特」 旧様式: 上部に橙色のライン

『高年齢受給資格者証』

65歳到達日以後に離職された方へ交付されています。

<判別方法> 新様式: 右上に「高」 旧様式: 上部に緑色のライン

※2 平成23年3月31日以降に離職した場合も、同様に2か年度分の保険税が軽減対象になります。